



鳥取県公報

平成17年 1月21日(金)
第 7 6 5 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	伯耆町の公平委員会の事務の受託 (23) (市町村振興課)	1
	結核予防法による医療機関の指定 (24) (健康対策課)	1
選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (6)	2
教委告示	定例教育委員会の招集 (1) (教育総務課)	2
公 告	自衛官の募集 (防災危機管理課)	3
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (2件) (管理課)	4
	一般競争入札の実施 (2件) (病院局総務課)	10

告 示

鳥取県告示第23号

地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第7条第4項の規定に基づき、次の規約により伯耆町の公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年 1月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

伯耆町と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第7条第4項の規定に基づき、伯耆町 (以下「甲」という。) は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を鳥取県 (以下「乙」という。) に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務 (以下「委託事務」という。) を処理するために要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年 1月 1日から施行する。

鳥取県告示第24号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行

令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 1月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 むかいね歯科医院	鳥取市湖山町北二丁目107 - 2	平成17年 1月 1日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第6号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成17年 1月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																		
1 略	1 略																		
2 老人ホーム	2 老人ホーム																		
<table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>岩井あすなる</td><td>岩美郡岩美町大字宇治 1034</td></tr><tr><td>特別養護老人ホームす こやか</td><td>八頭郡家町大字宮谷 174 - 1</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	施設名	所在地	略		岩井あすなる	岩美郡岩美町大字宇治 1034	特別養護老人ホームす こやか	八頭郡家町大字宮谷 174 - 1	略		<table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>岩井あすなる</td><td>岩美郡岩美町大字宇治 1034</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	施設名	所在地	略		岩井あすなる	岩美郡岩美町大字宇治 1034	略	
施設名	所在地																		
略																			
岩井あすなる	岩美郡岩美町大字宇治 1034																		
特別養護老人ホームす こやか	八頭郡家町大字宮谷 174 - 1																		
略																			
施設名	所在地																		
略																			
岩井あすなる	岩美郡岩美町大字宇治 1034																		
略																			
3及び4 略	3及び4 略																		

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第1号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成17年 1月21日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成17年1月24日(月) 午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 教育委員室
- 3 議題
 - (1) 文化財の指定について
 - (2) その他

公 告

自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項の規定に基づき、平成16年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成17年1月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 採用する自衛官及び採用予定数
 - (1) 二等陸士:若干名(男性)
 - (2) 二等海士:若干名(男性)
 - (3) 二等空士:若干名(男性)
- 2 募集期間
平成17年1月17日(月)から同年1月27日(木)まで
- 3 試験期日、試験種目及び試験場
平成17年1月31日(月)
 - (1) 試験種目
筆記試験(国語(作文を含む。)、数学及び社会)、口述試験、適性検査(筆記式)及び身体検査
 - (2) 試験場
米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地
- 4 合格発表予定
平成17年2月10日(木)
- 5 採用予定
平成17年3月下旬又は4月上旬
- 6 応募資格
平成17年4月1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。
- 7 問合せ先
 - (1) 各市役所及び町村役場(自衛官募集窓口)
 - (2) 自衛隊鳥取地方連絡部(0857-23-2251)
 - (3) 自衛隊鳥取募集案内所(0857-26-4019)
 - (4) 自衛隊倉吉募集事務所(0858-26-2900)
 - (5) 自衛隊米子募集事務所(0859-33-2440)

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年 1月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 3・4・8号宮下十六本松線外 1 地方道路交付金工事 (下部工 1 期施工)

(2) 工事場所 鳥取市幸町

(3) 工事内容

本件工事は、鳥取市幸町地内の 3・4・8号宮下十六本松線の立体交差部の U型橋台本体及び基礎杭の施工を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

橋梁^{りょう}下部工

U型橋台 1基

幅12.7メートル

長さ24.0メートル

高さ8.7メートル

場所打杭 15本

径1500ミリメートル

長さ27.5メートル

仮設道路 136.4メートル

仮設橋 67.0メートル

仮設土留工 37.5メートル

(5) 工 期 着工日から310日間

(6) 予定価格 210,221,550円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 2者により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成15年鳥取県告示第442号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) (以下これらを「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、一般土木工事の A 級に係るものを有すること。

エ 平成17年 1月21日（金）から同月31日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成16年 4月 1日（木）から平成17年 1月31日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第 3 条第 6 項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 平成 7 年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している橋梁^{りょう}下部工及び場所打杭の工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として同種工事を施工管理した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員として施工したものに限る。

ウ 入札参加資格告示 4 による資格決定通知に記載された一般土木工事に係る総合点数が1,100点以上であること。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

(イ) 平成 7 年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員として同種工事を施工管理した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員として施工したものに限る。

(ウ) 建設業法第27条第 1 項の規定により実施される 1 級の土木施工管理の技術検定に合格した者（以下「1 級土木施工管理技士」という。）で、土木工事業について同法第27条の18第 1 項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けているものであること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 土木工事業について、建設業法第 3 条第 6 項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中技術者等として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) (3)のエの(ア)に掲げる基準を満たす者であること。

(イ) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第 1 項の規定により実施される 1 級又は 2 級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 監理技術者にあつては、(3)のエの(ウ)に掲げる基準を満たす者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成17年 1月21日（金）から同月31日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年 1月21日（金）から同月31日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午

後 4 時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎 5 階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町 2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140 - 1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎 5 階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を審査し、2 に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された共同企業体は、すべて指名する。なお、本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されらるゝとは限らない。

(5) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 本件工事の落札者は、1 の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った共同企業体とする。ただし、その共同企業体の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその共同企業体と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の共同企業体のうち最低の価格をもって入札をした共同企業体を落札者とする。

(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の10分の2以下の額とする。

(10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2 の(3)の工及び(4)のイに該当する者に加え、2 の(3)の工の(ア)に掲げる基準を満す1級土木施工管理技士を専任で配置することを求める。この場合においては、その者が共同企業体のどの構成員に属するかを問わない。

(11) 2 に掲げる要件を満たす共同企業体が1つしかない場合は、本件入札を中止する。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年 1月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般国道313号(北条倉吉道路)道路改良工事(13工区)(下神高架橋上部工)

(2) 工事場所 東伯郡北条町下神

(3) 工事内容

本件工事は、東伯郡北条町下神地内の一般国道313号(北条倉吉道路)(13工区)下神高架橋の上部工の製作及び架設を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

橋梁^{りょう}上部工

ポストテンション方式3径間連結^{けた}T桁

L = 103.4メートル

W = 10.5 ~ 12.8メートル

^{けた}桁 製作 18本

^{けた}桁 架設 12本

横組工 一式

連結工 一式

支承工 一式

付属物工 一式

(5) 工 期 平成17年2月から平成18年1月31日まで

(6) 予定価格 213,301,200円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 2者により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成17年1月21日(金)から同月31日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 平成16年4月1日(木)から平成17年1月31日(月)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

エ 各構成員が、本件工事に係る入札(以下「本件入札」という。)において他の共同企業体の構成員でないこと。

オ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でない

こと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）（以下これらを「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

ウ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成14年10月1日から平成15年9月30日（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、平成17年1月31日）までの間にあるものに限る。）の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評定値が1,150点以上であること。

エ 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している、PC連結桁橋（道路橋に限る。）の上部工の^{けた}桁の製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

オ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事における架設を実施する期間中、監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

（ア）申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

（イ）平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者（以下「技術者等」という。）として当該同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等として施工管理したものに限る。

（ウ）建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

（エ）土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

ウ 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有し、かつ、入札参加告示4による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,100点以上であること。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事における架設を実施する期間中、技術者等として専任で配置することができるものを有すること。

（ア）（3）のオの（ア）の基準を満たす者であること。

（イ）主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

（ウ）監理技術者にあつては、（3）のオの（ウ）及び（エ）の基準を満たす者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成17年1月21日（金）から同月31日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>）/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年 1月21日（金）から同月31日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140 - 1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された共同企業体をすべて指名するものとする。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。
- (3) 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術資料等の提出は、本件入札への参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。
- (5) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (6) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (7) 提出された技術資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った共同企業体とする。ただし、その共同企業体の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその共同企業体と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の共同企業体のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の10分の2以下の額とする。
- (10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事における架設を実施する期間中、2の(3)のオの管理技術者及び2の(4)の工の技術者等に加え、2の(3)のオの(ア)及び(ウ)に掲げる基準を満たす者を1名専任で配置することを求める。この場合において

は、その者が共同企業体のどの構成員に属するかを問わない。

- (11) 技術資料等を提出した共同企業体のうち、2に掲げる要件を満たすものが1つしかない場合は、本件入札を中止する。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 1月21日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県立中央病院で使用する電気の供給 年間使用予定電力量4,579,000キロワット時（平成11年度から平成16年度までの各月の平均使用実績の電力量に所要の補正を行うことにより算出しているものであり、天候等により変動する。）

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成17年 4月 1日から平成18年 3月31日まで

(4) 供給場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札書の記入方法等

入札金額は、入札説明書に記載する方法に従って計算し、入札説明書に示す予定契約電力及び使用予定電力量に応じた基本料金の単価及び電力量料金の単価により算出した年間の合計金額（料金単価は消費税及び地方消費税を含むものとし、合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含む単価により見積もった額を入札書に記載すること。なお、燃料の価格変動に伴う調整は、しないこととする。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年 2月 4日（金）午後 5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

- (3) 平成17年 1月21日から同年 3月 3日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7年 7月17日付第157号）第 3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 3条第 1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の 2 第 1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

- (5) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院総務課

4 入札手続

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院総務課施設管理係 (本館 2 階)

電話 0857 - 26 - 2271 (内線2210)

(2) 入札説明書の交付方法

ア 直接交付する場合

(ア) 交付期間及び時間

平成17年 1月21日 (金) から同年 2月14日 (月) までの日 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前 8 時30分から午後 5 時まで

(イ) 交付場所

(1) の場所

イ 郵送による場合

平成17年 1月21日 (金) から同年 2月 7日 (月) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 8 時30分から午後 5 時までの間に (1) の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を申し出ること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展扱いとすること。) により、(1) の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年 3月 3日 (木) 午前10時 (郵便等による入札書の受領期限は、平成17年 3月 2日 (水) 午後 5 時) 鳥取県立中央病院 大会議室 (本館 1 階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成17年 2月14日 (月) 午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則 (昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。) 第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Electricity for the Tottori Prefectural Chuo Hospital building 4,579,000 kWh

(2) Delivery period

From 1 April,2005 through 31 March,2006

(3) Delivery place

730 Edu, Tottori - shi, Tottori 680 - 0901 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation:

5:00 p.m. 14 February, 2005

(5) Date and time for tender submission:

10:00 a.m. 3 March,2005 Deadline for the submission of tenders by registered mail: 5:00 p.m. 2 March, 2005

(6) Please contact:

General Affairs Division, Administration Department, Tottori prefectural Chuo Hospital

730 Edu, Tottori - shi, Tottori 680 - 0901 Japan

TEL 0857 - 26 - 2271 ex.2210

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 1月21日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県立厚生病院で使用する電気の供給 年間使用予定電力量2,926,115キロワット時（平成15年度下半期及び平成16年度上半期の各月の使用実績の電力量に機器の増加等の補正を行うこと等により算出しているものであり、天候等により変動する。）

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(4) 供給場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札書の記入方法等

入札金額は、入札説明書に記載する方法に従って計算し、入札説明書に示す予定契約電力及び使用予定電力量に応じた基本料金の単価及び電力量料金の単価により算出した年間の合計金額（料金単価は消費税及び地方消費税を含むものとし、合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含む単価により見積もった額を入札書に記載すること。なお、燃料の価格変動に伴う調整は、しないこととする。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年2月4日（金）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) 平成17年1月21日から同年3月3日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

(5) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院総務課

4 入札手続

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒682 - 0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院総務課施設管理係（本館2階 事務局内）

電話 0858 - 22 - 8205（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

ア 直接交付する場合

(ア) 交付期間及び時間

平成17年1月21日（金）から同年2月14日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(イ) 交付場所

(1)の場所

イ 郵送による場合

平成17年1月21日（金）から同年2月7日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を申し出ること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律

(平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年3月3日(木)午後1時30分(郵便等による入札書の受領期限は、平成17年3月2日(水)午後5時)

鳥取県立厚生病院 中会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成17年2月14日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Electricity for the Tottori Prefectural Kousei Hospital building 2,926,115 kWh

(2) Delivery period

From 1 April,2005 through 31 March,2006

(3) Delivery place

150 Higashishouwamachi, Kurayoshi - shi, Tottori 682 - 0804 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation:

5 :00 p.m. 14 February, 2005

(5) Date and time for tender submission:

10:00 a.m. 3 March, 2005 Deadline for the submission of tenders by registered mail: 5 :00p.m. 2 March, 2005

(6) Please contact:

Property Management Division

General Affairs Department, Administration ,Tottori Prefectural Kousei Hospital

150 Higashishouwa - machi, Kurayoshi - shi, Tottori 682 - 0804 Japan

TEL 0858 - 22 - 8205

